協議会会議記録

| 会 | 議 | | | | | | | |
|-----|----|--|---|----|-----|----------------------------|--|--|
| 名 | 称 | 第2回 上里町地域公共交通活性化協議会 | | | | | | |
| B | 時 | 平成 27 年 6 月 15 日 (月) 午後 2 時 00 分~午後 4 時 15 分 | | | | | | |
| Н | нд | 十11% 27 牛 0 月 15 | | | | 口(万) 後2時00万 後年時10万 | | |
| 開 | 催 | 上里町役所 4階 | | | | 十个詳究 | | |
| 場 | 所 | 工生则仅州 4階 | | | | 八云峨王 | | |
| 会 | 長 | 高 | 野 | 正 | 道 | 上里町 副町長 | | |
| 副名 | 会長 | ○瀬 | 下 | 高 | 志 | 上里町区長会 会長 | | |
| | | 〇花 | 形 | 宏 | _ | 上里町老人クラブ連合会 会長 | | |
| | | ○堀 | 込 | 明 | 子 | 上里町身体障害者福祉会 会長 | | |
| | | 〇久保田 尚 | | | á | 埼玉大学大学院 | | |
| | | 〇木 | 部 | 康 | 久 | 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官 | | |
| | 席員 | ○橋 | 本 | 彰 | = | 埼玉県本庄警察署交通課 課長 | | |
| | | 〇吉 | 村 | 正 | 則 | 埼玉県本庄県土整備事務所道路部 道路部長 | | |
| | | ○宮 | 崎 | 信 | = | 埼玉県企画財政部交通政策課 主査 | | |
| 出 | | ○強 | 矢 | 賢 | | 上里町まち整備環境課 課長 | | |
| 委 | | \bigcirc \Diamond | 暮 | 秀 | 夫 | 上里町高齢者いきいき課 課長 | | |
| | | ○新 | 井 | 桂 | 討 | 株式会社ノエル 代表取締役 | | |
| | | \bigcirc \Diamond \backslash | 林 | 了 | _ | 有限会社本庄合同タクシー 代表取締役 | | |
| | | ○神 | 宮 | つく | (゛よ | 本庄地区タクシー協議会 会長 | | |
| | | ○鶴 | 岡 | 洋 | | 一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事 | | |
| | | ○高 | 橋 | 直 | 樹 | 朝日自動車株式会社 代表取締役 | | |
| | | | | | | 敬称略・順不同 | | |
| 欠馬 | 常者 | 〇高 | 原 | B | 3 | 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事 | | |
| 傍聴者 | | 3名 | | | | | | |

| | | 1 . 開 会 | | | | | | | |
|---|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 2.自己紹介 3名(前回、欠席または代理出席の方) | | | | | | | |
| | | 3.議事 | | | | | | | |
| | | (1)報告事項 資料1 | | | | | | | |
| | | 第 1 回上里町地域公共交通活性化協議会に関する意見アンケートについて | | | | | | | |
| | | (2)協議事項 | | | | | | | |
| 会 | 議 | (2 7 励職事項 協議事項1 上里町新コミュニティバス(仮称)の実施計画(案)について | | | | | | | |
| 次 | 第 | | | | | | | | |
| | 71- | 資料 2 資料 3 | | | | | | | |
| | | 協議事項2 運行事業者の選定方法について 資料4 資料5 資料6 | | | | | | | |
| | | 協議事項3 上里町新コミュニティバス(仮称)愛称等の募集について 資料7 | | | | | | | |
| | | (3)その他 | | | | | | | |
| | | 第3回交通会議日時について:平成27年7月7日(火)14時から | | | | | | | |
| | | 4.閉 会 | | | | | | | |
| | | 資料1:平成 27 年度第1回上里町地域公共交通活性化協議会交通会議に関する意見ア | | | | | | | |
| | | ンケート結果 | | | | | | | |
| | | 資料2:上里町新コミュニティバス(仮称)実施計画(案)の前段 | | | | | | | |
| | | 資料3:上里町新コミュニティバス(仮称)実施計画(案) | | | | | | | |
| 配 | 布 | 資料4:平成 27 年度 上里町新コミュニティバス(仮称)運行業務事業者選定プロ | | | | | | | |
| 資 | 料 | ポーザル実施要項(案) | | | | | | | |
| | | 資料 5 :平成 27 年度上里町新コミュニティバス(仮称)運行業務仕様書(案) | | | | | | | |
| | | 資料6:今後のスケジュール | | | | | | | |
| | | 資料7:上里町新コミュニティバス(仮称)の「車両ラッピングデザイン」・「愛 | | | | | | | |
| | | 称」募集要領(案) | | | | | | | |

| 発 言 者 | 発 言 内 容 等 |
|-------|---|
| 事務局 | 資料の確認 |
| | 1.開 会 |
| | 2.あいさつ |
| | (自己紹介) 前回欠席または代理出席の委員3名 |
| 議長 | 3.議 事 報告事項1「平成27年度第1回上里町地域公共交通活性化協議会会議録について」 事務局の説明を求める。 |
| 事務局 | 事前配布に送付した会議録に誤りが無ければ、本日の会議終了後に上里町のホーム ページに掲載を行う。 |
| 議長 | 報告事項 2 「第 1 回上里町地域公共交通活性化協議会交通会議に関する意見アンケートについて」事務局の説明を求める。 |
| 事務局 | (資料1:第1回上里町地域公共交通活性化協議会交通会議に関する意見アンケート について説明) |
| 議長 | 前回の会議では事前の資料配布が無く、短い時間で協議をした。そのため意見アンケートという形で、皆様の意見を頂戴した。頂戴した意見から、今回の資料は事前に配布を行った。その他の意見については、本日協議を行うものがあるため、よろしくお願いしたい。 協議事項に入る。「上里町新コミュニティバス(仮称)の実施計画(案)」について事務局の説明を求める。 |
| 事務局 | (資料2、資料3:上里町新コミュニティバス(仮称)の実施計画(案)について説明)前回の協議会において、委員より指摘された、利用者ターゲットの明確化などについて資料2にまとめた。資料2の基本方針に沿って作成したのが、資料3の「上里町新コミュニティバス(仮称)実施計画(案)」となる。新コミュニティバスの運行は、この実施計画に沿って運行していくこととなる。また、後に運行事業者が申請する国庫補助金申請に必要な生活交通ネットワーク計画や運行許可申請に要する運行計画のベースとなる。なお、実施計画(案)の項目が多いため事務局からは一つずつ説明を行いたい。 |
| 議長 | 資料 2 については前回までの協議事項の確認である。これについてはよろしいか。 資料 3 「上里町新コミュニティバス(仮称)の実施計画(案)」について協議をして いくが、先程事務局から説明があったが項目が 1 1 あるため、一つ一つ取り上げてい きたいが、よろしいか。 |
| 一同 | (はい) |
| 議長 | 承認の取り方について、各項目については、挙手による承認とはせずに、事務局案 に対し異論等がない場合には承認されたものとして進めさせていく。本日、協議が整 わなかった項目については、次の協議会での継続協議とする。そして、最後に実施計 画(案)全体に対する承認の決をとりたいと思うが、そういった形での進め方でよろ |

しいか。

- 同 │ (はい)

議 長 そのため、今回の協議会で実施計画全体が承認されるということもあるし、次回に 持ち越しすることもあることを理解していただきたい。

それでは、1から順次協議を行う。

「上里町新コミュニティバス(仮称)実施計画(案)」の1の運行区域について、「上 里町全域を区域とし、3系統で運行を行う」ということだが、これは、町の一部のみ にバスを走らせるのではなく全域を3系統に分けて運行するということである。この 通りでよろしいか。

- 同 │ (はい)

議長 次に2の運行の期間だが、「平成28年3月1日から平成33年3月31日とする」の5年1ヶ月ということである。事務局の説明を求める。

事務局 (2の運行期間について説明)

議 長 2の運行期間について委員の質疑を受け付ける。

委員 運行期間が5年間ということだが、町と事業主体との契約は長期継続契約ということか。長期継続契約になるとすれば、県などは最長5年ということで、おそらく地方自治法の縛りがあると思うが、町と事業者との契約期間などはどうなるのか。

事務局 協定については資料4で説明をするが、協定は5年1ヶ月を前提として結ぶが、上 里町の条例上ではそもそも長期継続契約について、バスの運行を結ぶことは出来ない ことになっている。従って、1年ごとに協定を結んでいくという形になる。

議長し他に質疑はないか。

委員 後程、説明があるのかもしれないが、運行5年間というのは、ルートやバス停の位置の微修正、見直しなどを含んだものか、一度決めたら5年間変えないのか確認したい。

事務局 契約の内容については、後程説明するが、毎年の運行実績など運行状況の検討・検証を協議会で行い翌年度以降については、見直しも進めながら行うこととなる。今年度決めた運行ルート、運行時間などについて一度決めたら5年間全く変わらないということではない。

議 長 他に運行期間について質疑はないか。それでは2.運行期間については事務局案の とおり進めてよろしいか。

- 同一(はい)

議 長 3.運行主体について事務局の説明を求める。

事務局 | (3.運行主体について説明)

議長
運行主体は、町が示す選定基準を満たした事業者選定プロポーザル選定方式により

決めた事業者が主体となり運行を行うという事務局案に対し、委員の質疑等を受け付ける。

- 同 | (なし)

議 長 3.運行主体については事務局案のとおりとする。次、4.運行ルートおよびバス 停留所について事務局の説明を求める。

事務局 (4.運行ルートおよびバス停留所について説明)

議 長 まず運行ルートについて委員から質疑等を受け付ける。

委員 案のルート上にある停留所についてだが、私の地元で『金下公会堂東』から、『かみさと荘』へ行く際、乗り換えをしなければならないと思う。その場合、どこで乗り換えたら良いのか。

事務局 お見込みの通り、北部ルートの方が『かみさと荘』に行く場合は基幹ルートに乗換 えることになる。実際に時刻表やダイヤが出来上がると、北部ルートの結節地点とな りえる場所がいくつかあるため、どこで乗り換えをすれば良いのか示すことができる。

委員 調査した際は(かみさと荘への利用者が)誰もいなかったということだが、今は1 人いる。時刻表はいつ頃決まるのか。

事務局 今回、仕様書(案)の別紙として載せてあるが、運行事業者が実際に決まらないと 時刻表も決められないため、これから詳細な調整が入る可能性が高い。

委員 『かみさと荘』を利用している人からの要望として、午前中2時間、午後2時間程度いられるような設定をしてほしい意見があるため、質問をしたところ。事務局で考慮しほしい。

議 長 他に運行ルートの関係で質疑等はないか。

- 同 │ (なし)

議 長 次にバス停留場について質疑等を受け付ける。

委員 北部、基幹、南部とルートが3つあるが、バス停に色分けをすると利用しやすいと 思うので、そのあたり考えた方が良い。

事務局 | 参考とさせていただく。

議 長 色分けも検討するということでよろしいですか。

事務局 はい。

委員 基幹ルートと支線ルートの主要なバス停はUポール型で1つを置くのか、主要と一般で2つを置くのか。

事務局 先程の色分けの件も含めて、1つのバス停に2つのルートの時刻表を設定しようかと考えている。色分けの方法については、ルート図の色になるかどうかは未定だが、

何かしら基幹と支線両方のバスが停まるバス停であることが分かるよう、色分けについて配慮したい。また、上里町の道路はあまり広くないため、1ヶ所に2つのバス停というのは交通安全上も難しいのかと思う。

委員

『上里ゴルフ場』にバス停設置が計画中にあるが、具体的なバス停の位置は今後の調整となり『上里ゴルフ場』の敷地を利用するというよりは周辺の住民のために名称を活用したいという発想か。位置などは今後調整ということでよろしいか。

事務局

今回示したのは設置方針であるため、実際の設置は施設管理者と協議が整う必要がある。従って『上里ゴルフ場』もこの辺りに置きたいということであり、実際に施設内に切り返しを要しないでぐるりと回るスペースがあるのか、バスを走らせていないため分からない。運行事業者が決定した後、町も一緒になり施設管理者との調整を行っていき、整わない場合には入口付近の路上になる可能性がある。

委 員

北部ルートに『金下公会堂東』とあるが位置がもう少し左側でないかと思う。

事務局

ご指摘の通り、『金下公会堂東』はもう少しこの地図より左にある。バス停が施設 名称の場合、全て施設の目の前にバス停が置けるかというと、場所の形状や広さによ り制限がある。この場合、『金下公会堂東』は、もう少し西側となる。東側というイ メージでつけた。今後、どこまでが東側になるのか検討する必要がある。

委員

『金下公会堂』付近という解釈で良いか。

事務局

はい。現行の巡回バス停留所の位置からは少し動くこととなる。

議長

他に質疑等は無いか。無いようなので、4の運行ルートおよびバス停留所は協議が 整ったということでよろしいか。

一同

(はい)

議長

続いて5.運行方式について事務局の説明を求める。

事務局

(5.運行方式について説明)

議長

委員からの質疑等を受け付ける。特に無いようなのでこの方針でよろしいか。

委 員

(はい)

議長

次は6.運行日について事務局の説明を求める。

事務局

(6.運行日について説明)

議長

運行日について、委員の質疑等を受け付ける。

議長

特に無いようである。6.運行日については協議を確認したということでよろしいか。

委 員

(はい)

議長

続いて、7.運行時間について事務局の説明を求める。

事務局

- (7.運行時間について説明)
 - 8. 運行便数およびダイヤについても関連しているため、一括して説明してよろしいか。

議長

8. 運行便数およびダイヤについても併せて事務局の説明を求める。

事務局

(8.運行便数およびダイヤについて説明)

議長

関連しているため一括での協議をお願いしたい。

委 員

運行時間だが、運行時間の拡大という意見がある中で、午後4時半から午後6時までと終わりの時間が1時間ほど延ばしている。拡大にも色々な形がある中で、このような拡大を選んだ理由を伺いたい。

事務局

まず、利用者のターゲットは、高齢者等を含めた交通弱者の方としている中、通勤、通学の方まで配慮するかどうか検討した。しかし、上里町は集落が点在をしているため、始発を早くしたとしても、バスで拾って電車に間に合うよう駅に連れて行くのは難しいという現状が一つ。それと、支線はどうしても1便の時間が長くなる中、現行と同じ4便を確保したいため、後ろの時間を延ばし、現在の支線のサービスを落とさないようにした。

議長

7、8について他に質疑等はないか。

委 員

乗継について強調されているが、基幹ルートと北部、南部ルートについては乗継の 時間を考慮しているということでよろしいか。先程の話にもあったが、『かみさと荘』 などに行く際、どこで乗り換えるのが良いか考慮すると良いと思う。

事務局

今回、仕様書案の別紙ということで時間を示してはいるが、これは、事業者を選定する際の総業務量を見るためのもの。従って、ここに書いてある時間が時刻表になるわけではない。その上で、現行の巡回バスルートを基本的には踏襲している部分が多いが、若干向かう方向が違ったり、通る順番が違ったりしているため、基幹ルートに乗継をし、短い時間で目的地に行けるようにしたいというのが、今回の見直しの一つになっている。支線から基幹ルートへの乗継については計画案の8にあるように、これから、運行事業者と調整していくこととなる。大半の利用者は、ある程度、毎回同じ時間に出かけて同じ時間に戻るということが想定される。利用者が分かりやすいようなものを、様々な広報活動を行い、運行開始後も行っていきたい。

委 員

先程の質問と少しかぶるが、アンケート結果の時間の拡大と基本方針にあるニーズにより、行きたい施設に行けるということだが、利用イメージというのは、例えば病院の場合、早く行って薬をもらって帰りたいという話を他の地域では聞く。例えば、8時半に出た方が最長で1時間後に目的地に着く。仕方がない部分もあるが朝の時間帯の拡大というのはかなり難しいということか。逆に朝に拡大の幅があるとすれば、それぞれ拡大して、通勤、通学を外しても朝というのは重要と思われるが、検討した経緯があれば披露してほしい。

事務局

もう少し、支線も基幹も含め、朝早くにした方が病院の開院時間に間に合うと、そういう趣旨でよろしいか。

委員 はい。

事務局

昨年度行ったアンケートの中で、外出の時間と帰宅の時間を伺っている。65歳以上の外出で最も多い時間が午前10時台であった。その次が午前9時台。帰宅時間は午後12時から午後5時というところであった。支線を8時30分から走らせて9時台に基幹線に乗継が出来るようにすれば、概ねアンケート調査の結果に充足される時間になるのではないかいうことで、このような時間設定にした。

委 員

ニーズが拡大され、バスに乗る方が交通弱者で高齢者であることを考えると通勤時間と被ってきてしまうため、できれば駅に乗り入れるバスの時間等も抑えてほしい。 ニーズが広くなると思うが町民以外の通勤の方も利用するので、そのあたりも考慮してほしい。

議長

駅の乗り入れについて、考慮をしてほしいという意見だが。

事務局

駅北の停留所は基幹と北部ルート上にある。運行事業者によって始点位置が決まるわけだが、想定では9時10分頃に第1便が駅に到達する時刻設定となる。また、神保原駅の係員に聞き取りをしたところ、9時以降の通勤、通学客は、まばらであると回答を得ている。新コミュニティバスの利用者は高齢者を中心に考えていることからも、通勤、通学の足としては機能しないと想定している。また、現行の巡回バスでは、第1便で『かみさと荘』や『役場』、『駅』を利用する方が多い。この場合の駅利用者は、町外への総合病院への通院が多い。こうしたことから、第1便の9時台を削ってしまうと、現在利用している方の足を無くしてしまうため、ぜひ、基幹線は9時から運行を開始し、支線とうまく乗継をしながら、基幹線上にある病院や商業施設、かみさと荘、役場などへ利用できるよう設定をしたい。

委 員

現在の町内巡回バスを担当しているため現状をお伝えしたい。平成26年度の実績だが、バスの利用者の83%が高齢者である。第1便で『かみさと荘』に行き、第4便で帰るという高齢者の実態がある。なお、子供連れの方も含めて約7割の方が第1便を利用している。第2便、第3便ではそれに遅れた方が利用しているという実態があるため、交通弱者の足ということで考えると8時半、基幹9時始発でお願いしたい。

議長

利用実態を踏まえて、高齢者の方が83%という実態があるということ。時間の設定というのは、新しい利用者の掘り起こしなどで考えると重要である。関連で他に何かあるか。

委 員

タクシー業界からの意見になるが、本庄と上里で100台以上(タクシーが)走っているため、ぜひ、コミュニティバスにお客を乗せる事だけを考えず、タクシーも生きていけるような策も考えてほしい。

議長

タクシー業界の立場から上里近隣で100台動いているということで、コミュニティバスとのいい意味での共存という形で検討してほしいという意見である。皆さんから何かあるか。

委員

とにかく上里町は巡回バスで決まったと最初から言われ、それはやむを得ないにしても、バスサービスのみではなく、乗れなかった人には補助券を配ってもらえるとタクシー事業者としても助かる。東松山方式というのもあるため、そのような事例も考えてほしい。毎日100台の車が運行しているため、利用してもらえるよう考えてほしい。共存共栄という意味でご検討いただきたい。

議長

町ではコミュニティバスを運行形態とし、皆様から意見を頂戴してより良い形で運

行して行くため、協議を行っているところである。そのため、今、複数の方式を協議 していくのは難しいかと思うが、皆様から意見があればお願いしたい。

委 員

ニーズとして巡回バスは固定のルートを走行していて、ワントリップを最短で結ぶタクシーとはバッティングしないのではないかと。なのでユーザーとしての重複は、高い低いでいうと高くないのかと感じた。駅からの場合も、ワントリップを最短で向かうタクシーと、それなりのルートを通って気軽に利用できるバスとでは違うのではないかと。そのあたりはアンケート結果等を踏まえて感じたところである。

委 員

公共バスを利用する人は高齢者で、お金がかからないから利用していると思われるため、タクシーは利用しないのではないか。公共バスを使う人はタクシーに行かなのではないかと私はそう考えている。何か後で保護するような方策があれば、後で考えてもらえば良いのではないか。とりあえずは公共バスで進んでいいのではないかと思う。

委 員

タクシーは駅前等でお客を乗せ、それぞれの目的地に届ける。バスとはニーズの違いがあるが、やはり脅威であるというのは事実。他の自治体でもコミュニティバスを充実させればさせるほど、タクシーや既存路線に影響が出るケースはある。ここに資料1で、タクシーチケットは福祉施策であるとの回答があるので、やはりタクシー業界としてもきっかけがほしいと思う。しっかりと町と結びついて公共交通を担っていきたい、そのためにも手を差し伸べていただかないと難しいという現状の訴えだと思う。私も色々な話を伺う機会があり、今回、町の方でも1年間かけた方針があり、それが大切だということは理解している。しかし、そのような意見もあるということを知って頂き、今後各委員が検証していくときに目を向けていくことも大変重要なことと思う。今回は骨子的なものが決まっているため、改めて相談をするなどし、他の施策にも検討の余地があるということなので、地域の公共交通をつくるため、知恵を出し合うことが必要であると考える。また、町や委員の方々にはタクシーで担える公共交通サービスがあるというのを知っていただきたいので、最後に、事務局に時間をいただき、他の事例を紹介したいと思う。

議長

委員に現状をまとめていただいたが、この場ではコミュニティバスで進めていくと いうことでお願いしたい。

委 員

絶対反対ということではなく、共存共栄で私どもも生きていく方向性をお願いした いということ。

議長

町の方でもコミュニティバスを検討する際、様々な公共交通を議論しているため、そういうものも含めて、これから一緒になって議論していただきたい。委員には他市町村の事例について、議題が終わった後で紹介していただく予定となっている。それでは7と8に関しては協議が整ったということでよろしいか。

- 同 │ (はい)

議長

9.車両の関係について事務局の説明を求める。

事務局

(9.車両について説明)

議長

基幹、北部、南部ルートの台数とタイプについて、マイクロタイプ、ワンボックス、福祉仕様ということで説明があった。委員の質疑等を受け付ける。 特に無ければ9についてはこの案でよろしいか。 - 同 (はい)

委員 続いて10.運賃の設定について、事務局の説明を求める。

事務局 (10.運賃の設定について説明)

議 長 運賃は1乗車100円の均一料金とするということである。現行の巡回バスが無料 であるため、今回から有料化となる。委員から運賃の設定について意見を受け付ける。

委員 この案で良いと思う。

議 長 この設定でよろしいか。

- 同 │ (はい)

議 長 10.運賃の設定については、事務局案で決定する。

11.その他ということだが、内容は住民への広報について運行事業者へ協力が求められる等の定めである。よろしいか。

- 同 │ (はい)

議 長 実施計画(案)の11項目について、委員から貴重な意見が出され、結果、全ての項目について承認を頂いた。ここで「上里町新コミュニティバス(仮称)の実施計画 (案)」の承認について決を取るがよろしいか。

- 同 │ (はい)

議 長 「上里町新コミュニティバス(仮称)の実施計画(案)」について承認者の挙手を 求める。

一 同 (全員挙手)

議 長 「上里町新コミュニティバス(仮称)の実施計画(案)」については承認された。 事務局は、次回の協議会で整理した実施計画を報告事項により示すように。

事務局 はい。

議長協議事項2「運行事業者の選定方法について」事務局の説明を求める。

事務局 (資料4「上里町新コミュニティバス運行業務事業者選定プロポーザル実施要綱(案)」、 資料5「上里町新コミュニティバス運行業務事業者選定仕様書(案)」、資料6のス ケジュールについて説明)

議長 運行業者の選定方法については、実施計画(案)の3により承認された「公募式の プロポーザル方式」により行う。その募集要綱と仕様書の案が事務局から説明された。 運行事業選定は上里町が行っていくが、協議会の意向が要綱や仕様書に反映されてい るか確認いただきたい。委員の質疑等を受け付ける。

委員 運賃は1乗車100円ということだが、利用者拡大という観点から、回数券を事業

者の方で想定しても良いのか。

議長

回数券について事務局の考えはどうか。

事務局

回数券を導入した場合、1日乗車券との兼ね合いで難しいため現段階では考えていない。しかし、来年度以降の協議会において図っていく可能性はあると思われる。

委 員

資料4の運行事業者の要件に「上里町または近隣に事業所または営業所を有していること」とあるが、近隣の範囲をどう想定しているのか。想定の範囲があるのであれば、プロポーザルの参加者に示した方が良い。

事務局

現段階では近隣の範囲は想定がない。近隣と定めた経緯については、遠方にのみ営業所や事業所を持つ事業者の場合、回送運行の時間も長くなり、人を乗せない時間でかなり経費がかかってしまうため。事務局で整理をし明確な範囲を次回の協議会で再度示したい。

議長

協議中だが、委員の一人が所用で退出する。

(委員1名退出)

議長

他に質疑等がないか。

委員

(5)運賃 の注釈に「運行事業者からICカードなどによる運賃収受の提案があった場合検討を行うこととする」とあるが、これは本格導入のときの検討ということでよろしいか。運行事業者が提案したら、検討し決定するということでよろしいか。

事務局

一乗車100円という料金設定であるため、ICカードによる収受について、導入費用に多額を要することは承知している。そのため、恐らく提案は無いであろうと想定しているが、事業者によっては提案されると想定した注釈となっている。

委 員

私の質問の意図としては、資料4の選定基準に、ICカードを提案してきた事業者に対し加点の対象とするのかどうかを伺いたかった。積極的に提案してくる事業者もあるだろうし、ここで、採点の加点対象でないということであれば、あえて提案する必要はないと思う。考え方をはっきりさせておいた方が良いと思い質問した。

事務局

確認だが、選定基準の中にICカードによる収受といったものに対して加点があるかどうかを明確にした方が良いということか。

委 員

実施要項に記載があるということは、提案した方が良いと思う事業者もいるのではないかということ。提案した時にそれが加点になるかというのは事業者も考えると思うので。利便性が向上する施策の一つであることは間違いないため、こういう提案があった時には、どの項目で加点の対象とするのか明確にしないと、提案した事業者から疑義が出る可能性もあると思う。

事務局

運行経費の上限額については実施計画(案)に沿って算出を行うが、その上限額以上の金額での提案というのは受け付けることができない。人件費等、事業者が算定した結果、ICカードの読み取り機を設置したとしても、上限額範囲内に収まるという算段ができた場合には、提案として受け付けることができるという意味で記載をした。しかし、このままでは疑義が出ることが想定されるため、ICカードの検討と選定基準について次回の協議会までに整理し示したい。

委 員

企業努力により、ほとんど変わらない金額でICカードの提案ができる事業者がいた場合には評価してもらえるのか気になるところだと思うので、はっきりさせておいた方が良いと思う。

事務局

今回は100円の均一料金のため硬貨1枚とICカードでは精算方法は同じかと考えられるが、やはリICカードがあったほうが利用者にとって利便性は高いのか。

委員

個人的には利便性は上がると思う。利用者が高齢者ということだが、自分の母親もスイカを使用しているので、特に高齢者だからといって電子マネーを使わないということではないと思う。導入するしないは町の考え方だと思う。ただ、このままだと記載に含みがあるように感じるため、導入するのかしないのか、導入するなら評価すると記載した方が良い。

事務局

町としては運賃を運賃箱で収受するという形をとるつもりでいる。車両の大きさからもICカード読み取り機を設置した場合に座席が減ってしまっては本末転倒であるので運賃箱で収受するというのを原則としている。委員のご意見の通り事業者からの疑義も出てくる可能性があるため、原則だけで行くのかICカードに含みを持たせるのか次回までに検討して示したい。

議長

他に委員から質疑等はないか。

委員

資料4の選定基準に「運行の安全確保」というのがあるが、その中に安全運行の取組についてを加えた方が、その会社の取り組み状況が分かると思う。

事務局

評価項目の中に、現在事業者が行っている安全確保の取組というものについて実例があれば、それを様式の中に記載する部分をつくって、評価した方が良いということでよろしいか。

委員

できたら、項目で具体的に書いた方が良いと思う。

事務局

様式の中に、現在事業者が取り組んでいる安全確保についての取組を記入する欄を 設けることとする。

議長

他に質疑はないか。他に意見が無いため、「上里町新コミュニティバス運行業務事業者選定プロポーザル実施要項(案)」と、資料5「上里町新コミュニティバス運行業務事業者選定仕様書(案)」の承認の決をとる。承認者の挙手を求める。

一 同 (全員挙手)

議長

全員の挙手により承認された。事務局は修正を反映させた実施要項と仕様書を次回 の協議会の報告事項で報告すること。

事務局

次回までの検討課題について、確認する。実施要項の「運行事業者の要件」 「上 里町または近隣」の近隣の範囲を示すこと。同じく実施要項の選定基準に事業者が行っている安全確保の取組を項目に加えること。仕様書についてはICカードの整理を した上で次回報告を行うこと。

議長

次に協議事項の3「新コミュニティバス(仮称)の愛称等の募集について」事務局 の説明を求める。 事務局 (資料7 新コミュニティバス(仮称)の「車両ラッピングデザイン」・「愛称」募集 要領(案)ついて説明)

議 長 現行の町内巡回バスには愛称が無く、ラッピングについても福祉巡回バスが元となっているため大変シンプルである。やはり、新しいバスを走らせるからには、今までの利用者の他に、子どもや、普段は自家用車移動がメインの方にも、イベント的に乗ってほしいため、親しみのあるネーミングや目を引くようなラッピングが良いのではないか。この内容について、委員の質疑等を受け付ける。

季 員 ラッピングだが、バス協会ではバスのラッピングに対し審査会があり審査を行っている。コミュニティバスについては町の方で責任を持つため、バス協会が審査することはない。特に後面のデザインについて後方車両がラッピングを見て追突してしまうことがないようにするなどの配慮が必要である。また、ラッピングの色が赤や黄色の場合、テールランプが見えなくなってしまうということもある。もし、同じ色であればテールランプの周りを太く黒い色で囲む等、少し注意した方が良い。安全運行に支障がないように配慮する必要がある。

事務局 バス協会で審査を行っている観点や基準というようなものを後程伺ってもよろしい か。

委員 内部の規定で資料があるため、参考にお渡しできる。

事務局 内容は町民から広く募集するため、見て楽しいものを選定したいと思っていたが、 先程の選定基準にもあるとおり、何よりも運行には安全性が重要であるため、バス協 会の基準を元に、安全性にも配慮をした審査をおこなって行きたい。

議 長 他に質疑等はあるか。特になければ、「新コミュニティバス(仮称)の「車両ラッピングデザイン」・「愛称」募集要領(案)について」承認の決をとる。承認者の挙手を求める。

─ 同 | (全員挙手)

議 長 全員の挙手により承認された。その他について、委員から他の自治体で導入をされている公共交通サービスについての事例紹介があるようなので説明をお願いしたい。

委 員 │ (東松山市のデマンドタクシー及び久喜市のデマンド交通の事例発表)

議 長 委員より貴重な資料と説明をいただいた。今後の町の公共交通のあり方を考える中でこういった内容について、各委員と事務局も十分検討すると思うが、一つの参考としたい。他に委員からその他として何かあるか。特に無いようであるため、事務局からあるか。

事務局 次回の協議会について、7月7日(火)14時からを予定しているため、出席についてお願いしたい。

副会長 (閉会)

以上